

姫路日仏協会会則

第1章 総則

第1条：本会は姫路日仏協会(Société Franco-Japonaise de Himeji)と称する。

第2条：本会は主たる事務所を姫路市に置く。

第3条：本会は姫路とフランスとの親善・友好・文化交流、姫路市におけるフランス文化理解・フランス語学習促進、フランス関連の学術研究推進、会員相互の親睦・情報交換を図ることを目的とする。

第4条：本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種文化講座、語学講座、講習会、講演会、展覧会、フランス文化体験会などの開催
- (2) フランスに関する各種イベント・パーティーの開催
- (3) 会員交流会・食事会・旅行の実施
- (4) 駐日フランス大使・在京都フランス総領事などフランス関係者を招いての交流会開催
- (5) 姉妹協会である「播磨・但馬日仏協会」との連携事業
- (6) 日本国内の日仏協会およびフランスの仏日協会との交流
- (7) その他本会の目的達成に必要とする事業

第2章 会員

第5条：本会の目的に賛同する者は会員になることができ、会員種別に応じた会員特典を受ける。

第6条：本会の会員は個人会員、個人賛助会員、法人会員、法人賛助会員の4種とする。

第7条：本会に入会を希望する者は所定の入会申込書を事務局に提出し、入会金と年会費を納入する。

第8条：会員が次の各号の一に該当する場合は運営理事会の決議によりその資格を失う。

- (1) 本会の名誉を傷つけるような行為のあったとき
- (2) 本会の組織を政治・布教・営利を目的として利用するなど、本会の目的に反する行為のあったとき
- (3) その他前各号に準ずる行為のあったとき

第9条：退会を希望する場合、年度末までに事務局に申請するものとする。

第10条：1年間会費未納の場合は退会扱いとする。

第11条：再入会を希望する場合、第9条に基づいて任意退会した者は、新規に入会申請することにより随時再入会が認められる。第10条に基づいて会員資格を喪失した者は、運営理事会を経て再入会を認めることがある。ただし、入会申請と同時に未納分の1年分の年会費を納入する必要がある。

第3章 役員等

第12条：本会に次の役員をおく。

- 会長 : 1名
- 副会長 : 1～2名
- 特任理事 : 若干名
- 理事 : 若干名
- 運営理事 : 若干名
- 監事 : 1名

2. 本会は上記役員その他、名誉会長、名誉顧問、顧問を置くことができる。

第13条：役員等の選任は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は理事の互選とする。
- (2) 特任理事は法人賛助会員より会長が選任する。
- (3) 理事、運営理事および監事は会員の中から会長の指名により選任する。
- (4) 名誉会長、名誉顧問、顧問は会長より依頼する。

第14条：役員等は次の各号に該当する職務を遂行するものとする。

- (1) 会長は本会を代表、統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 特任理事は本会の相談役として運営について意見を述べ、支援する。
- (4) 理事は事業の重要事項を検討・支援する。
- (5) 運営理事は会務および事業の運営に当たる。
- (6) 監事は会務および会計を監査する。
- (7) 名誉会長、名誉顧問、顧問は会長に対して専門的な観点から意見や助言を行う。

第15条：役員任期および報酬

- (1) 役員任期は定めない。変更および追加の必要が出た場合、運営理事会で審議・決定する。
- (2) 名誉会長、名誉顧問、顧問の任期は本務職の在任期間中とし、全て名誉職とする。

第4章 会議

第16条：本会の会議は総会と運営理事会の2種とする。

第17条：総会は会長、副会長、理事、監事をもって構成し、毎年1回、年度終了後一定の期間内に開催する。会長が招集・開催し、議長を務め、予算・決算、事業、会則等について府議する。

第18条：運営理事会は会長と運営理事をもって構成し、随時開催する。会長が招集し、議長となり、会務および事業の運営・遂行について協議する。

第5章 資産および会計

第19条：本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 補助・助成金
- (4) 寄付
- (5) その他

第20条：年会費は次のとおりとする。

会員の種類	年会費
個人会員	3,000 円 (入会金 1,000 円)
個人賛助会員	10,000 円
法人会員	30,000 円
法人賛助会員	50,000 円 (1 口)

【会員特典】

- ・全会員：①姉妹協会である「播磨・但馬日仏協会」の会員特典も得られる。
 - ②両会が行う事業・会員限定事業に無料または会員割引価格で参加できる。
 - ③両会の会報誌の送付、両会主催・後援イベントの案内、会員主催イベントや地域に関する情報の配信をする。
- ・個人賛助会員・法人会員・法人賛助会員：本会が行う事業に家族または社員を本会会員同等の扱いで同伴できる。
- ・法人会員・法人賛助会員：本会の会報やHPに企業の紹介・広告等を掲載することができる。
- ・法人賛助会員：本会主催イベントのチラシに、協賛企業として企業名を掲載することができる。

2. 既に納入した会費は返還しない。

3. 臨時会費は別に定める。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第5章 補足

第22条 本会則に定めのない事項については運営理事会にて協議し、会長が別に定める。

【附則】

本会則は2004年6月28日から施行する。